

授業時数特例校の新規指定・変更・廃止に係る申請手続について

1 申請に当たって

授業時数特例校の新規指定や変更の申請に当たっては、管理機関及び学校で関係法令や実施要項を踏まえ、管理機関及び学校において要件等を満たしていることを確認した上で、充実する学習内容、教科ごとの授業時数の配分を決め、様式1又は様式2に入力し、エラーが表示されないことを確認しておくこと。

2 申請に先立つ保護者や地域住民その他の関係者への説明について

授業時数特例校の新規指定や変更の申請に当たっては、申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとすること。詳細については、「教育課程特例校実施要項の改正及び授業時数特例校実施要項の決定等について（通知）」（文科初第772号令和3年7月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知、以下「特例校通知」という。）別紙2の3（3）を参照すること。

3 新規指定、変更又は廃止に係る申請書等の提出について

(1) 提出書類

新規指定申請の場合：【様式1（本体・別紙）】授業時数特例校指定申請書

指定変更申請の場合：【様式2（本体・別紙）】授業時数特例校指定変更申請書

指定廃止申請の場合：【様式3（本体・別紙）】授業時数特例校指定廃止申請書

※申請書を提出する際は、Excelファイル(.xlsx)形式で提出すること。また、下記(6)

①の記載に従い、ファイル名を設定すること。

(2) 提出期限

令和6年12月31日

※令和7年度から特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する場合

(3) 提出先

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室 企画係

(4) 提出方法

①提出用URLへ申請様式をアップロード

下記(6)①に従って、ファイル名を設定の上、ファイルをアップロードしてください。

新規（様式1）：<https://mext.ent.box.com/f/5362625d47fa4978a6643b7702c38a9b>

変更（様式2）：<https://mext.ent.box.com/f/907a8a48c04d4a74933933d746a18069>

廃止（様式3）：<https://mext.ent.box.com/f/7bd1823dc69b47e3a9437926adf5a406>

※セキュリティの関係等、特段の理由で上記URLへのアップロードが難しい場合は、教育課程企画室（kyokyo@mext.go.jp）宛てに、メールで御提出ください。

※(1)にお示しした資料以外の送付状等は御提出不要です。

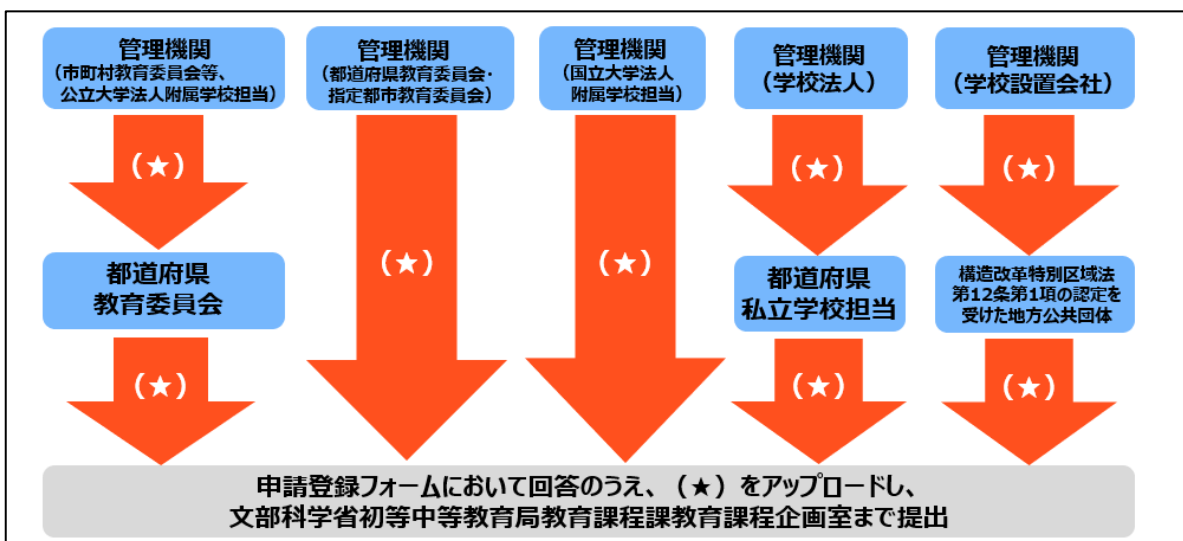
②申請登録フォームへ入力

申請登録フォーム：<https://forms.office.com/r/fahZrSBxb7>

(5) 提出までの流れ

- ① 各学校の管理機関（設置者）が、原則として申請を行う学校ごとに、(1)の提出書類を作成する。ただし、同じ管理機関における複数の学校において、申請区分と内容が同じ場合は、1件の申請様式にまとめて(1)の提出書類を作成する。
- ② 都道府県教育委員会・都道府県私立学校担当・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体は、域内の各管理機関から提出のあった提出書類について、記載の不備が無いかどうかを含め内容を確認のうえ、(4)の手順に従って提出する。

※都道府県・指定都市教育委員会が設置する公立学校、国立大学法人附属学校については、管理機関（都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人）が直接提出。



(★) = 提出書類

(6) 申請書等の提出に当たっての留意事項

- ① 申請書類のファイル名は、以下のとおりとすること。

■様式1～3（本体・別紙）申請書について

00 都道府県指定都市名（管理機関名）【様式1】複数の場合は①②…（○○学校外○校）

（例）01 北海道○○市教育委員会【様式1】②（A小学校外3校）

01 北海道学校法人○○【様式1】（A小学校外3校）

48 札幌市教育委員会【様式2】（A小学校外3校）

01 北海道教育大学【様式3】（A小学校外3校）

- ② 修正等により申請書類を再提出する場合も、(4)①に記載の提出用 URL へアップロードしたうえで、(4)②に記載の申請登録フォームへ入力すること。

4 その他留意事項

- (1) 「授業時数特例校制度実施要項」（令和3年7月30日文部科学大臣決定）、特例校通知及び「授業時数特例校制度に関するQ&A（学校・管理機関向け）」の内容を十分に踏まえること。
- (2) 管理機関は、授業時数特例校における特別の教育課程の編成の方針等に関するウェブサイト等における公表について、実施初年度の5月31日を期限として文部科学省に報告することとされているが、その提出方法等については、別途連絡することを予定していること。また、報告後に変更があった場合は、随時、文部科学省に報告すること。